

多目的フィールド 使用時の注意事項

■施設の予約・申請

- 1) 施設の予約及び申請は、使用日の60日前から可能です。
- 2) 予約の際は、使用希望日、時間帯を伝え、予約状況に空きがあれば、予約を入れることができます。
- 3) 予約後、運動公園管理事務所（市民球場内）にて使用許可申請書の記入、使用料の支払いをしていただきます。
- 4) 申請手続後、使用許可書を発行しますので、施設使用の際は、係員に許可書を提示してください。

■利用時間

- 1) 施設の利用時間は、午前7時から日没までとなります。ただし、12月から3月までの冬期間は芝生養生のため、原則として使用できません。
- 2) 利用可能時間と申請受付時間が異なりますので、早朝や夜間の使用を希望する方は、早めの申請手続をお願いします。
- 3) ご利用時間には準備、片付け、清掃等の時間も含みます。利用時間は必ず守ってください。

■グラウンドの保全

- 1) 芝グラウンドは保全の為、占用しての利用は原則として週2日を目安とします。
- 2) グラウンド状態が不良で、芝が極度に荒れるおそれがある場合は、使用を制限する場合があります。
- 3) 芝生内での飲食は、禁止します（水分補給は可）。
- 4) 芝生内での水分補給は「水」に限ります（スポーツドリンク、ジュース等の飲料水は芝生外で飲用してください。）。
- 5) ミニハードルやラダー等、一定の場所での反復利用は避けてください。
- 6) ラインは、芝の育成を損なわないように専用ペイントを使用してください。
- 7) 専用ペイントは使用者が準備し、ライン引き及びライン消しは使用者が行ってください。
- 8) 天然芝内にはクーラーボックス、荷物（バッグ類）等を置いたり、シート等を敷いたりしないでください。
- 9) 使用により擦り切れた芝草の収集にご協力ください。

■施設・設備使用

- 1) 使用した設備、器具等は、清掃を行い、使用前の状態に戻し整理してください。
- 2) 大会等に使用する場合は、職員との打合せを十分に行い、円滑な運営に努めてください。

- 3) 施設、設備、器具等は、破損することのないよう十分に注意してください。万一、破損した場合は、相当額を弁償していただきます（怠った場合は、以後の使用を許可しない場合もあります。）。
- 4) 防球ネットを超えて、道路にボールが飛び出すような危険性のある使用は禁止します。

■使用料の還付

- 1) 使用料の還付は、還付申請書の提出により行います。
- 2) 使用料の還付の割合は、次のとおりとなります。
 - a. 使用者が自己の責めに因らない理由で使用できなかったとき・・・全額
 - b. 使用者が使用開始前7日までに使用の取消しを申し出たとき・・・全額
 - c. 使用者が使用開始前6日から前日までに使用の取消しを申し出たとき・・・半額

■駐車場の使用

- 1) 多数の利用者が予想される場合は、駐車場責任者を含む駐車場計画を作成し、係員を配置してください。
- 2) 駐車は、専用駐車場又は指定する場所とし、路上駐車等周辺には駐車しないでください。
- 3) 身障者用駐車エリアへの一般車両の駐車は禁止します。

■その他

- 1) 使用に当たっての注意事項、マナー等については、使用者全員に徹底してください。
- 2) 原則として、ゴミは持ち帰ってください（大会等で発生したゴミは、主催者側で処分してください。）。
- 3) 施設内は、決められた場所を除き、禁煙です。
- 4) ペットを連れての入園はご遠慮ください。
- 5) 公園内での調理等は、原則として禁止です。
- 6) 事故防止に努め、万一、事故発生の場合は、責任を持って速やかに対処してください。
- 7) 使用中、第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において対処してください。